## 柳川・みやま消費生活センター／Consumer

## 無料バスツアーでの衝動買いにご用心

## 【事例】

キャンペーン企画で当選した無料の日帰りバスツ アー。その途中で倉庫のような場所に立ち寄った。ガ イドから会場に案内され，みんなでクイズに答えて次々に景品をもらつた。その後，気分が高揚した状態 で店員から 30 万円のムートンシーツを勧められ，思 わず衝動買いしてしまった。帰宅して家族に話すと非難され反省した。解約できないか。

## 【アドバイス】

相談者が店でもらった売買契約書を確認すると裏面 にクーリング・オフできるという注意書きがあり，無条件で解約できました。この他にも高額な宝石や健康器具の購入を勧めるケースがあります。通常，自ら店 に出向いて購入した商品は，クーリング・オフできま せん。この事例のようにクーリング・オフなどができ る場合もありますが，まずは契約する前に本当に必要 なものかよく考えましょう。

また，販売方法次第では返品できる場合があります。 おかしいと思ったら早めに相談してください。

相談，問い合わせは，柳川・みやま消費生活センター （市役所大和庁舎 1 階商エ・ブランド振興課内，9：00 ～16：30，※76•1004）まで。

## 2017.5

## 柳川・みやま消費生活センター／Consumer

## 「お金が戻る」という電話に注意してください

【事例】
市役所の職員を名乗る男から電話があり，「健康保険の払い過ぎがあるので 2 万 8000 円返す。 1 か月前 に書類を送ったが，まだ返送されていない。手続きは今日中なので銀行から電話をさせる」と言われ，銀行名と携帯番号を教えた。しばらくすると銀行員を名乗 る男から電話があり，大型商業施設の ATM に携帯電話とキャッシュカードを持って行くよう指示された。出かけようとしたら家族に止められた。
【アドバイス】
典型的な「還付金詐欺」です。信用してはいけません。二セ電話詐欺のうち，高齢者を狙った「還付金詐欺」 の被害が多発しています。警察庁によると，昨年1年間に全国で 3650 件発生。前年の 1.5 倍でした。今年は1月に 274 件発生，これは昨年 1 月と比べると $45.7 \%$ 増，被害額は約 3 億円だそうです。

行政や金融機関の職員が還付金受け取りのために

ATM の操作を行うよう連絡することはありません。携帯番号など個人情報を教えてはいけません。「本日中なら還付する」「口座番号は聞きません」など詐欺 グループは巧妙な手口で人の心理につけこみ安心させ ます。「自分は絶対にだまされない」と思う人ほど危険です。

不審な電話があったら警察や消費生活センターに相談ください。

問い合わせは，柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商エ・ブランド振興課内，9：00～ 16：30，® 76 －1004）まで。


